



非財務情報開示に関する EU 指令案の評価

川 原 尚 子

I はじめに

欧州連合 (European Union: EU) は、EU 市場の企業情報開示の透明性を向上させるべく、所定の大企業と企業グループによる非財務情報の開示に関する EU 指令案⁽¹⁾ を2013年4月に公表した。この EU 指令案は、一般に、非財務情報開示指令と呼ばれているが、従来の環境および社会情報に関する開示規制を強化する内容と、新たに取締役会の多様性に関する情報の開示を促進する内容の2つを含んでおり、持続可能性情報の開示を拡大深化するものと言える。

この EU 指令案には3つの目的がある。まず、環境および従業員に関する問題についての情報開示に関する既存の会計指令を強化し明確にすることによって、所定の企業の環境および社会に関する問題に関する透明性を向上させ、および環境および社会に関する業績を向上させること、並びに、最近開示されている非財務情報についての関連性、一貫性、および比較可能性を高めることである。2つ目に、企業経営の効果的な監視および健全な統治を促進させるために、透明性を改善することを通じて、企業の取締役会の構成員における多様性を高めることである。3つ目に、企業の説明責任および業績を向上させ、そして EU 単一市場の効率性を向上させ、長期的な経済的発展および雇用に寄与することである。

本稿では、このような EU 指令案について、環境および社会情報、すなわち持続可能性情報の開示が促進される潜在的な可能性と限界の観点で評価を試みるものである。このような検討は、わが国の企業内容の情報開示制度における同様の開示を促進する明文化規定を今後導入するにあたっての政策的議論の基礎を提供するものとして、非常に意義があると思われる。

原稿受理日 2013年9月13日

(1) EU (2013a).

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2章でEU指令案の公表の背景を概括し、第3章でEU指令案の主な内容を吟味し、第4章で討議し、第5章で結論を述べたい。

II EU指令案の公表の背景

1 従前のEU指令の振り返り

今回のEU指令の改訂案の公表に至るまでに、EU委員会では、従前のEU指令の改訂について数年前より複数の文書にて予告を行ってきた。2011年4月の「単一市場法」の通知⁽²⁾、2011年10月の「CSRに関する2011-2014年の更新戦略」の通知⁽³⁾、および2012年12月に適用された「会社法および企業統治のためのアクションプラン」⁽⁴⁾のそれぞれにEU指令の改訂について言及が見られる。

また、EU指令の改訂に連携する重要な概念の見直しのEUの活動の中でも、EUにおける企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)の定義の見直しは、非常に重要と言える。見直し前のCSRの定義は、2001年にEU委員会が明示した「企業が社会および環境の問題を、企業の事業活動および企業のステークホルダーとの自発的なベースでの相互作用に結びつける概念」というものであった。これに代わり、EU委員会が2011年10月25日に公表した通知文書である前述の「CSRに関する2011-2014年の更新戦略」において、EUにおけるCSRは「社会に及ぼす影響についての企業の責任」と再定義された。また、この文書の中で、すべてのセクターにわたる企業が提供する社会および環境情報の開示についての法規制の改訂に言及しており、持続可能性報告をより改善する方針が示されている。

EU指令案の内容に重要な影響を及ぼしたと見られる議論には、従来のEU指令の影響評価を巡る一連の議論がある。まず、EU委員会がEU加盟国、企業、投資家、および他のステークホルダーと集中的に協議をすべく、2010年11月に公開協議を開始した。次に、企業の非財務情報に係る影響評価⁽⁵⁾を2012年に実施し、企業による有用で透明性のある報告の重要な進展を考慮しつつ、一方、過度の行政的義務を避けるという均衡のとれた案を採用することを意図して、様々な政策の選択肢が考慮された。

(2) *Idid.*

(3) EU (2011b). この文書で、従来のEUにおけるCSRの定義が見直されている。そして、第4.5項に、社会および環境情報の企業開示の改善について、開示規制の強化の必要性が強調されている。

(4) EU (2012).

(5) Centre for Strategy and Evaluation Services (2011) による調査報告をさす。

そしてこの影響評価の結果、最近の EU 法における持続可能性情報開示について様々な欠陥が認識された。とりわけ、年次決算書に関する第4次指令の評価についていえば、環境、社会およびその他の企業活動の側面についての所定の公表すべき情報の作成にあたり、企業が選択する可能性のある方法において非財務情報の開示を取り扱っているものの、既存のこの法的要請事項が不明瞭で効果的ではなく、様々な加盟国において様々な方法で適用されていることが明らかとなった。具体的にみると、例えば、最近、環境および社会情報を定期的に開示している企業の割合が EU 大企業の10%未満にすぎないことが明らかにされた。また、他の例として、時間が経つにつれて、いくつかの加盟国では、第4次指令を超えた内容の非財務情報開示の要求事項の制度を導入していることも明らかにされた。さらに EU 加盟国の EU 法への制度対応の時期についてみると、イギリスでは2006年に所定の制度を導入し、その後、改訂し、スウェーデンでは2007年に、スペインでは2011年に、デンマークでは2011年に、フランスでは2012年にそれぞれ所定の制度を改訂している。これらに鑑み、EU 委員会は EU 法の最新化、および EU 域内市場でのレベル合わせが必要との見解をもったという。

EU 議会は企業の透明性が重要であることを2013年2月6日の企業の社会的責任に関する2つの決議文の採用において強調している。決議文の1つは、「企業の社会的責任：説明責任、透明性および正当なビジネス行為および持続可能な発展」⁽⁶⁾であり、もう1つが「企業の社会的責任：社会の関心の促進、および持続可能で包括的な回復への道筋」⁽⁷⁾である。いずれも企業の透明性向上および社会的責任の認識が、持続可能な発展の文脈で重視されており、持続可能性情報開示を強化する必要性が明示されている政策文書であると言える。

2 EU の持続可能性情報開示制度

EU の持続可能性情報に関する重要な強制的開示制度として、1996年の「統合的汚染防止および管理指令（IPPC）」⁽⁸⁾、前述の2003年の「第4次および第7次指令（いわゆる EU 現代化指令）」、および2006年の「EU 汚染物質排出および移動登録制度（PRTR）」⁽⁹⁾の3つを挙げることができる⁽¹⁰⁾。まず IPPC とは、産業活動を行う新規または既存の設備によ

(6) EU (2013d).

(7) EU (2013e).

(8) Integrated Pollution Prevention and Control Directive: IPPC, 1996.

(9) The European Pollutant Release and Transfer Register: PRTR, 2006.

(10) この章では、UNEP *et al.* (2013) の文献をもとに主な強制的な要求事項を取り上げ、任意の指針あるいはその他のイニシアティブは、紙面の都合により詳細を割愛する。

る空気、水質、土壌に対する排出を管理、監視、および報告するため、操作者の許可条件を規定することを EU 加盟国に要請する指令である。この指令により EU 加盟国は、所定の実施データを EU 委員会へ提供しなければならない。

2 つ目に、2003年の「EU 現代化指令」は、それ以前の会計指令を改訂したもので、欧州企業の発展、経営成績および財政状態を理解するために必要な場合、その企業の年次報告および連結報告書に非財務情報を含めることを企業に要請する規定を追加した指令である。この指令は、適切な場合、環境および従業員の問題、および重要業績指標 (Key Performance Indicators : KPIs) を含めて報告することを企業に要請している。なお、この2003年の改訂では、EU 加盟国が中小規模会社に非財務情報の報告義務を免除することを選択可能としている。そして、本稿で取り上げている2013年公表の非財務報告指令と呼ばれる EU 指令案は、この2003年の改訂のさらなる改訂である。

この2003年の「EU 現代化指令」の改訂において要請された内容は、2001年の EU 委員会の「環境問題の勧告」⁽¹⁾ との首尾一貫性を保つよう定められている。この「環境問題の勧告」とは、EU 企業の年次財務諸表および年次報告における環境問題の認識、測定および開示に関する EC による勧告である。この勧告では重要な問題点の指摘を行っている。すなわち、近年、企業の環境情報開示に関する一連の共通ルールおよび定義が不足しているため、開示される環境情報が、しばしば不十分で、かつ信頼性に乏しい点に言及している。そのため、投資家およびその他の財務諸表の利用者が、企業の業績について環境を要因とした影響の明瞭で正確な全体像を描くこと、あるいは企業間比較をすることが困難であるとの問題点が示されている。

また、この勧告の特徴は、既存の EU 会計規則を明瞭にしつつ、企業の年次財務諸表および年次報告で利用可能な環境データの品質、透明性および比較可能性を改善するための指針を提供している点にある。

ちなみに、2006年には別の会計指令の改訂⁽²⁾ があり、そこで上場企業の年次報告に企業統治報告書を含める義務が導入された。

そして、2009年11月までに、すべての EU 加盟国では自国の法制度において前述の2003年の「現代化指令」の内容に移行し、また多くの EU 加盟国では自国の法制度において前述の2006年の会計指令の改訂の内容に移行している⁽³⁾。

(1) Commission Recommendation 2001/43/EC.

(2) EU (2006), article 46a.

(3) UNEP *et al.* (2013), p. 51.

3つ目に、「PRTR」は、「欧州 PRTR 規制（166/2006/EC）」を基礎として確立し、2006年2月に実施された制度である。「欧州 PRTR 規制」は、「オーフス条約⁽⁴⁾」に従った「汚染物質排出および移動登録の国連 ECE プロトコル⁽⁵⁾」の規定を含み、2003年5月にキエフで行われた欧州環境閣僚会議で採択され、EU 理事会決議（2006/61/EC）によって承認された。この規制は、所定の付表に示された特定の活動を請け負う設備の操作者に排出および特定物質について報告することを要求している。

ところで、環境および社会情報の開示と関連する分野の開示として導入された、一部の産業分野の企業に適用される制度がある。2013年に会計指令と透明性指令の一部が改訂され、石油、ガスおよび鉱物の採掘産業と、第1次森林伐採を行う上場企業および非上場大企業⁽⁶⁾には、国ごとおよびプロジェクトごとの政府機関への支払いについての開示が要請されている⁽⁷⁾。

ここまで、EU の持続可能性情報に関する強制的制度規定を見てきたが、この他の EU における様々な任意的適用規定をみると、前述の「EMAS」（1995年）、EU 委員会の「環境問題の勧告」（2001年）、および「CSR に関する2011-2014年の更新戦略」（2011年）が持続可能性情報の開示に関連する主なものとして挙げられる。

さて、主な EU 加盟国の持続可能性情報の開示制度について見ると、イギリス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、およびフランスの EU 加盟5カ国における最近の非財務情報に関する開示制度の内容は従前の EU 指令の内容を超えたレベルにあると EU 理事会によって高く評価されていることが、今回の EU 指令案に関するプレスリリースの文言からも伺える⁽⁸⁾。

さらに、デンマークおよびフランスについては、前述の2012年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書である「我々が望む未来」の第47項の内容に従って2012年6月に設立された国家イニシアティブである「パラグラフ47友の会」に参加していることから、持続可能性報告の実践および政策の分野において、デンマークおよびフランス政府が主導

(4) オーフス条約（The Aarhus Convention）の正式名称は、環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約（The UNECE Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making and Access to Justice in Environmental Matters）である。

(5) いわゆるオーフス条約のキエフ PRTR 議定書を指す。正式名称は、汚染物質排出および移動登録に関するキエフ議定書（Kiev Protocol on Pollutant Release and Transfer Registers. ECE は欧州経済委員会（Economic Commission for Europe: ECE）をさす。

(6) 会計指令は大企業を、売上高40百万ユーロ、総資産額20百万ユーロ、あるいは従業員250人の3つの規準のうちの2つを超える企業と定義している。

(7) EU（2013f）, article 44.

(8) EU（2013b）, p. 2.

的役割を果たそうとしている動向が伺える¹⁹⁾。この「パラグラフ47友の会」では、持続可能性報告とは、企業の経済、社会、環境、および統治の影響、並びに業績に関する情報開示であると理解している。また、持続可能性報告が企業責任を引き受けるためにも、また、企業の長期的経済的価値を示すためにも重要な方法と位置づけている。さらに企業の透明性の文化を創造するため、政府が市場規制や財務報告の法規制の適用を通じて重要な役割を担うものとしている。このような持続可能性報告の法規制にかかわるイニシアチブに、政府主導で参加する政策的含意が認められる²⁰⁾。

Ⅲ EU 指令案の主な内容

EU 指令案は、非財務情報および多様性情報の開示に関する第4次指令および第7次指令の改訂案である²¹⁾。所定の大企業における社会および環境問題に関する透明性の改善のために制定され、非財務報告指令とも呼ばれる。このEU 指令案が2013年4月16日に公表された際に、要点を解説したプレスリリース²²⁾の他、具体的な12項目の質問および解答集²³⁾が公表されており、関係者の理解を促す工夫が伺える。以下、これらの内容をもとにEU 指令案の特徴を整理していきたい。

このEU 指令案に関係する企業は、この指令案が、今後、正式にEU 理事会およびEU 議会で採択された場合、環境問題、社会および従業員に関連した側面、人権の尊重、反汚職および賄賂問題、および取締役会の多様性に関する方針、リスク、および結果について関連する重要な情報を年次報告で開示する必要がある。

EU 指令案は、すべてのセクターにわたる企業の透明性に関する重要な法律と位置づけられる。このEU 指令案は、企業、投資家、および一般社会に対して有用な情報が提供されるよう企画されており、そのような情報開示が投資社会からの強い要求によるものであることをEU 委員会は主張している。また、これまで財務および非財務の業績に関する情報を公表している企業は、意思決定の際、より長期的な視点をもっており、そのような企

¹⁹⁾ その他、ブラジルおよび南アフリカが参加しており、ノルウェーとコロンビアが2013年に加わる予定である。

²⁰⁾ Group of Friends of Paragraph 47 (2012).

²¹⁾ 第4次指令は、Fourth Council Directive of 25 July 1978 on the annual accounts of certain types of companies (78/660/EEC) を、第7次指令は、Seventh Council Directive of 13 June 1983 on consolidated accounts (83/349/EEC) を指す。これらの指令は、以後、改訂されている。

²²⁾ EU (2013b).

²³⁾ EU (2013c).

業は財務コストがより低く、優秀な従業員を引きつけ、また維持し、最終的により成功するという EU 委員会の見解である。このような情報開示を行う企業は、欧州の競争力とより多くの雇用を生み出すにあたり重要とされ、企業開示の最善事例が市場の規律となることを EU 委員会は期待している。

EU 指令案において企業の透明性を重視する理由の一つに、透明性がよりよい業績を導くという EU 委員会の認識がある。ある時において財政破綻をした企業をみると、それ以前に、重大な透明性を欠く状況にあったことが金融危機で示されたという。これは単に財務情報だけではなく、環境情報および社会情報についての透明性についても当てはまるものの EU 委員会の認識が示されている。そして、投資家が企業の発展、経営成績あるいは財政状態を包括的に理解するために、かつ、投資家は投資の意思決定プロセスにおいて非財務情報を徹底的に分析するために、非財務情報にますます関心をもちつつあると EU 委員会は理解している。

欧州の経済危機の最中において EU 指令案が示される背景には、透明性が問題の一部ではなく、解決策の一部であり、透明性が業績の改善、健全な経済的発展、および持続可能な雇用に繋がるという EU 委員会の理解がある。また、透明性、経済的成功、環境的および社会的業績は、長期的にすべて重要であると EU 委員会は認識している。経済危機の最中に透明性に取り組むので、EU 委員会では EU 指令案の内容に注意を払い、また用心深く対応し、そして過度な行政義務を避けるためにあらゆる努力を払っていることを主張している。EU 委員会では、従業員数500人以下の企業は、新しい義務を負わないこととし、一方、大企業にとって、要請された開示に関連するコストは、情報の価値と有用性に、また関係する企業規模や複雑さにも相応するものと認識している。

EU 委員会は、数年間の状況に鑑み、自発的な開示を促す手法には限界があると認識し、今回の EU 指令案でさらなる開示の強化を意図している。EU の大企業約2,500社が、環境および社会情報を定期的に開示している状況がある中で、特に、最も小規模の企業にとって過度の行政的な義務を避けながら、最小限の要求事項の開示を規制することが時期的に適切であると EU 委員会は判断している。

この EU 指令案の政策的効果としての便益を享受する者として EU 委員会が意図しているのは、企業、投資家および債権者、および社会全般である。まず、社会および環境問題についての透明性のある情報を開示する企業は、時の経過により、消費者およびステークホルダーとのよりよい関係の構築など、著しい便益を実感するであろうと EU 委員会は見ている。また、投資家および債権者は、企業の意味決定のプロセスについてより知らされ

ること、および意思決定プロセスが効果的であることによってもたらされる便益を享受するであろうという。そして、社会全般においては、企業がより効果的で報告義務がある方法で、環境および社会問題への取り組みを管理することによってもたらされる便益を享受するであろうと EU 委員会は示唆している。

この EU 指令案は、「報告せよ、さもなければ説明せよ。」の法規制手法を採用していることに特徴がある。「報告せよ、さもなければ説明せよ。」の法規制がどのように捉えられるかは、様々なステークホルダーによる様々な見解があるが、この透明性への手法を採用していると主張する法制度区域には、しばしば非常に様々な法規制があると EU 委員会は認識している。

この EU 指令案は、要求事項の設定を明らかに目指しているものの、企業の開示方法についてはかなりの柔軟性を残しつつ、法規制による「報告せよ、さもなければ説明せよ。」の形式を含めたものとなっている。例えば、特定の分野における報告が、ある企業にとって関連がなければ、その企業には報告義務がないが、この場合にはその理由を説明するだけになる。また、企業に取締役会の構成員の多様性の方針をもつことを要請するものではないが、しかし、企業にそのような方針がない場合、方針がない理由を説明しなければならないことになる。

企業は、企業の発展、経営成績、あるいは財政状態の理解のために関連がないあるいは必要がない情報の開示まで要求されない。すなわち、チェックリスト方式をこの EU 指令案では採用せず、企業の適切な経営および理解のために重要で価値のある情報開示を求めている。企業の発展、経営成績または財政状態を理解するために必要で簡潔な情報の方が、十分に発達した詳細な持続可能性報告よりも、むしろ役に立つと EU 委員会では理解している。

EU 委員会は、過度な行政的な義務を避けるために、とりわけ中小規模の企業のために、この EU 指令案の適用範囲をかなり限定している。すなわち、従業員数500人以下の企業は、環境および社会の情報を報告することを要請されない。ただし、EU 委員会がこのような範囲を明示する意図として、この規模の企業はよりよい透明性による便益を得ることがないということの意味するものでもなく、一方、大企業だけが便益を享受することを意味するものでもない。EU 委員会は、小規模の企業における適切な人的資源が不足しているために、情報開示にかかるコストが比較的高くなり、全体的な行政的義務を遵守するコストが不釣り合いに高くなる可能性に配慮した結果、この EU 指令案の適用対象となる企業を明示したものである。すなわち、小規模企業にとって、この EU 指令案による直接的

な行政的義務はない。しかし、あらゆる規模の企業に対して、EU 委員会は、その企業がビジネスを発展させる際、顧客、従業員、消費者、投資家、債権者、並びにその他のビジネス・パートナーおよびステークホルダーから、透明性が要求される可能性のあることを示唆している。

EU 指令案では、行政的な義務を守る方法は、最小限にとどめ、大企業の他の法規制に関する行政的義務を制限している。例えば、開示の範囲については、グループ企業の中の個別企業ごとよりも、むしろグループ企業レベルで一度に要求事項を満たすことも想定されている。また、監査および保険の面では、環境および社会の情報と財務情報との間における首尾一貫性をチェックすることに限定されるとの見解を示している。

EU 指令案の適用対象となる企業の範囲はかなり限定的である。EU 指令案の第11項に、企業の平均従業員数500人超、総資産額 2 千万ユーロ、および売上高 4 千万ユーロという適用対象のしきい値が明示されている。EU 委員会は、このしきい値に該当する、EU 指令案による非財務情報の報告についての新要求事項を遵守すべき企業の数、約15,500社と見積もっている。EU 委員会はこの EU 指令案により、情報開示のよいバランスが達成され、透明性が促進されるという便益が実感されることを意図する一方、特に小規模の企業においては過度な行政義務を避けることも意図している。また、統計的に正確ではないにせよ、中小規模の EU 企業は新しい行政義務を負わないことについて、EU 委員会は次のような丁寧な説明をしている。EU 委員会によれば、約2,500社の EU 大企業は、環境および社会情報を定期的に開示しているという。EU 委員会は、財務開示の適用範囲を以前に従業員数250人超と示しており、約 4 万社の大企業が適用範囲内にあると予想しており、報告企業の要件に従業員数500人に増加した場合、約 1 万 8 千社に減少することを了解している。EU 委員会は、EU 指令案の新規則を中小企業に適用を要請した場合に生じるコストが便益を超える可能性があるため、従業員数500人超の大企業だけにこの新規則を適用することを EU 指令案の第11項で明示し、環境および社会の情報を年次報告で開示するよう要請される EU 大企業の数、約15,500社と推計し、その数が現状の約2,500社の 6 倍強になるものと推計している。

EU 委員会は EU 指令案の効果として環境保全の向上を期待する一方、企業コストが増加する影響も想定している。情報開示に関する透明性が、企業活動の及ぼす地球環境への重要な影響に関する上級経営者および取締役の意識につながり、それらの者がそのような影響に注意を払うようになると EU 委員会は想定している。すなわち、環境情報の開示の透明性を高めることは、よりよい環境の業績へと転換していくであろうと EU 委員会は期

待している。そして、その透明性の向上を狙うことは、環境面の便益を超えて、社会、企業、および投資家にとり、よいことであると EU 委員会は主張している。企業は、汚職、賄賂行為、並びに人権尊重に関連した社会的な取り組みおよび問題をうまく扱うためには、適切に自社の状況を把握しなければならないであろうと予想されるが、このような効果を EU 委員会は期待している。

EU 指令案は、企業の取締役会の多様性についての透明性についても要請している。上場大企業に、年齢、性別、地理的多様性、そして、教育および専門性の経歴を含む、多様性の方針についての情報提供を要請している。開示で要求されるのは方針の目標、その方針がどのように実施されているか、およびその結果の説明である。多様性方針をもたない企業は、開示でその理由を説明しなければならない。この手法は EU の一般的な企業統治の枠組みと一致している。EU 委員会では、取締役会の構成員が一層多様化することによって企業に便益を明らかにもたらすと主張している。

EU 指令案では、このように取締役会の多様性についての開示を要請しているが、このような取り組みは EU 委員会による取締役会の女性比率を増大させるという最近の取り組みに対して補足的な位置づけにあるといえる。EU 委員会は取締役会における女性比率増加を促進する目的と、EU 指令案で要請する取締役会の多様性についての開示を促進する目的が類似していることを認めている。それらは取締役会の構成員の多様化を図ることで、企業経営の監督を改善することを目的とするものである。ただし、前者の女性比率を増大させる取り組みでは、単に性差の側面を扱っており、所定の割合を基礎としている。これに比較し、後者の EU 指令案では取締役の教育および専門性の背景、年齢、あるいは地域的多様性のような、他の側面を取り扱っているため、内容に相違があることを EU 委員会は強調している。この EU 指令案により、企業は多様性についての方針を開示することを求められるので、このような開示が多様性を向上させる間接的な圧力として企業に加えられることを EU 委員会では意図している。

EU 委員会の主張では、EU 企業の長期的な成功は、これまで述べた、および類似の重要な戦略的な取り組みにおいて勝ることにかかっており、そして EU 企業の戦略的ツールの中で、透明性は効果的な経営手段であると位置づけられている。

EU 委員会はこの EU 指令案の適用のための企業コストが増大する可能性に対する関係者の理解を求めている。EU 委員会の見解では、透明性をもたらす便益が透明性にかかるコストをかなり超えるものと見ている。EU 委員会は、統計資料に基づくものではないものの、透明性が社会市場経済の共通の価値および理解にとって重要であると確信しており、

企業の貸借対照表および損益計算書を公表するだけに留まらず、透明性への要求が拡張していることに対する関係者の認識を高めようとしている。

EU 委員会は、EU 指令案を遵守するためにかかるコストを見積もった場合、大きな幅があることを認めている。すなわち、社会および環境の側面について包括的に報告する場合、大企業が負担するコストの金額が年間3万ユーロから60万ユーロの間と見積もっており、コストの金額は企業規模およびビジネスの複雑性、また、企業内部での利用および企業外部に対する可視化の度合いによって変わると EU 委員会は推量している。EU 委員会によれば、多くの企業が企業内部の意思決定プロセスのために、また、企業外部とのコミュニケーションのために、社会および環境問題に関する報告をすることに戦略的価値があることを理解しているという。また、多くの企業がそのような報告にかかる支出を、コストというより、むしろ投資として理解していると主張する。大企業が開示で必要となる関連コストは、情報の価値や有用性、また企業規模や複雑さに相応するものと EU 委員会では考えている。EU 委員会は、大企業でこの EU 指令案の遵守にかかる直接的で追加的なコストは、年間5千ユーロになり、EU 全体では年間1億ユーロ未満と推定している。

EU 委員会は、社会および環境の側面についての包括的な報告を確かに推奨しているものの、EU 指令案ではそのような包括的報告を要求していないことを明示している。すなわち、EU 指令案は、方針、結果およびリスクに関する所定の情報を年次報告において開示するよう要請しているに過ぎない。

また、EU 指令案は、企業に統合報告それ自体を要請するものではないことを EU 委員会は強調している。すなわち、EU 委員会は、EU 指令案は環境および社会の開示に現時点では焦点を合わせている。統合報告はその先の段階にあるものであり、包括的で首尾一貫した方法における、企業の財務的、環境的、社会的およびその他の情報を統合したものと位置づけて、EU 指令案では、法規制をもって統合報告をするように企業に求めているものではないことを説明している。ただし、EU 委員会は、統合報告の概念の発展に関心を大いにもちつつ、特に、統合報告の開発に当たる国際統合報告審議会（International Integrated Reporting Council: IIRC）の活動を監視している状況にあると説明している。

さらに、EU 指令案の第8項において、最近の企業の財務情報と非財務情報の統合について言及している。すなわち、2012年に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書である「我々が望む未来」^④の第47項において、企業の財務情報と非財務情報の

④ United Nations (2012).

統合が推奨されていることを取り上げている。この第47項は、企業の持続可能性の報告の重要性を認識し、そして、必要に応じて、企業、とりわけ上場企業および大企業が、持続可能性情報を企業報告のサイクルに統合することを検討するよう勧めるものである。また、この第47項は既にある枠組みから得られた経験を考慮しながら、産業界、利害関係にある政府、および国際連合のシステムを支援する関連ステークホルダーに、適切な場合、財務および非財務情報の統合に関して最善のモデルを開発すること、また行動を促進することを勧める内容も含んでいるものである。

さて、EU 委員会は、企業が EU 指令案を実施するに当たり、所定の移行期間が必要であることを認識している。大企業においては、効果的で有用な方法において、環境および社会の問題に関する透明性についての調整、技術面の確立、および実践のためには時間が必要となるであろうと EU 委員会では見込んでいる。そのため、EU 指令案では、企業は自社の特徴を踏まえ、最も有用と考える方法において関連する情報を報告するという柔軟性を維持している。EU 委員会は、EU 指令案の手法は、非規範的な考え方に基づいて企画されたものと説明している。ここでいう最も有用と考える方法については、EU 指令案の第7項で、企業が妥当と考える国際的な指針、または国家が提供する指針を利用する可能性を示唆している。そして、非財務情報開示の指針となる6つの国際的枠組み、すなわち、「国連グローバル・コンパクト²⁵⁾」、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重および救済』枠組み実施のために²⁶⁾」、経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD) による「OECD 多国籍企業行動指針²⁷⁾」、「ISO2600²⁸⁾」、国際労働機関 (International Labour Organization: ILO) による「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言²⁹⁾」、および「グローバル・レポーティング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative: GRI)」を限定列挙している。

EU 指令案では、これら6つの国際的枠組みについての詳細な記述を含んでいないが、ここでそれぞれの概略を見ていきたい。まず、「国連グローバル・コンパクト」は、企業の事業活動および戦略を、人権、労働、環境、および腐敗防止の4分野における普遍的に一般に認められた10原則と歩調を合わせることを誓約する企業のための最大の政策イニシ

²⁵⁾ The United Nations (UN) Global Compact: UNGC.

²⁶⁾ The Guiding Principles on Business and Human Rights implementing the UN “Protect, Respect and Remedy” Framework.

²⁷⁾ OECD (2011).

²⁸⁾ The International Organisation for Standardisation (ISO) 26000.

²⁹⁾ The International Labour Organization (ILO) Tripartite Declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy.

アティブとして認められている。ここでいう10原則は国連宣誓および協定³⁰⁾に由来するものである。国連グローバル・コンパクトの署名者は、「コミュニケーション・オン・プログレス（Communication on Progress: COP）」、すなわち、10原則の実施においてなされた進捗について、ステークホルダーに対して公開の開示を公表することを求められる。この COP を公表し損ねるなど、この方針に違反した場合、署名者の地位は「非コミュニケーション」に変更されて、結局、除名される可能性がある。

2つ目に、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重および救済』枠組み実施のために」は、2011年6月16日に、国連事務総長特別代表のジョン・ラギー（John Ruggie）氏によって提案され、国連人権理事会が承認したものである。

この「ビジネスと人権に関する指導原則」は3つの認識に基づく。3つの認識とは、まず、人権および基本的自由を尊重し、保護し、および充足するため、国家に義務があること、2つ目に、特別な機能を果たす社会の特別な組織として、適用可能な法律に準拠し、また人権を尊重することを企業に要求すること、3つ目に、違反の場合、適切で効果的な救済に見合う権利と義務を必要とすることである。

企業の人権に関するコミュニケーションについて、UNEP 等によれば、企業が人権に及ぼす影響について企業がどのように取り組んでいるかに関して企業が行うコミュニケーションの方法は多様であるという。例えば、企業の影響を受けるステークホルダーとの間の非公式な取り決めから、公式の公開報告に至るまで、企業が行うコミュニケーションの態様は多岐にわたるといえる。このような企業による人権尊重の活動を促進するために、国家がコミュニケーションの重要性を奨励することが必要であるという³¹⁾。

3つ目に、「OECD 多国籍企業行動指針」は、雇用および労使関係、人権、環境、情報開示、賄賂行為の防止、消費者利益、科学および技術、競争、並びに納税のような分野において、責任ある企業行動のための勧告を提供するものである。

この「OECD 多国籍企業行動指針」を支持する OECD 加盟国あるいはそれ以外の国からなる世界の44カ国は、自国企業が事業をどこで行うにせよ、この指針を遵守することを奨励している。

³⁰⁾ 人権については「世界人権宣言（The Universal Declaration of Human Rights）」、労働については「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言（The International Labour Organization's Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work）」、環境については「環境と開発に関するリオ宣言（The Rio Declaration on Environment and Development）」、および、腐敗防止については「腐敗防止に関する国連条約（The United Nations Convention Against Corruption）」を指す。

³¹⁾ UNEP (2013), p. 24.

この「OECD 多国籍企業行動指針」は、当初、1976年に採択されたが、最新の改訂版において、人権に関する章を拡大し、また、デュー・ディリジェンスおよびサプライチェーンに向けた新しい方法を含んでいる。そして、第1部のⅢにある財務および非財務情報の開示に関する章は、この指針で重要な役割を果たしている。

4つ目に、「ISO26000」は、国際標準化機構（The International Organisation for Standardisation: ISO）によって発行された、企業および組織が社会的に責任ある方法でどのように活動できるかについての指針となる国際的規格をいう。この規格は社会的責任の定義を明らかにすることを支援し、原則が企業および組織によって効果的な行動に転換されることを支援し、かつ、最善事例を共有することを目的とする。また、活動、規模、あるいは地域によらず、すべての形式の組織に向けた内容からなる。この規格は、組織が影響を被るステークホルダーに対して、社会的責任の業績を適切な時間間隔で報告すべきことを要請している。この規格の開発には世界中の政府組織、NGO、産業界、消費者団体、および労働団体からの代表が関わっているので、幅広い国際的協力の成果を表わすものと認められている。

5つ目に、ILOの「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」は、一般的な法律文書に定められた原則をもって、雇用、取引、労働および生活の状態、労使関係などの分野における指針を多国籍企業、政府組織、および労使団体に提供するものである。この規則は、最大限に可能な範囲で適用を促すところの所定の国際的な労働協約および勧告によって補強される。

6つ目に、GRIの持続可能性報告指針を含む持続可能性報告フレームワークは、組織が経済、環境、社会、および統治の業績と影響を報告するために組織が利用することができる原則および開示を提供するものである。このGRIのフレームワークは、どの組織の規模、分野、または地域の組織でも利用可能なように企画されている。GRIでは、GRIの持続可能性報告指針の利用改善と向上に継続的に関わっており、またこの指針は社会一般に自由に入手可能としている。

このGRIのフレームワークには4つの特徴がある。すなわち、包括的な範囲で主に持続可能性問題を取り扱っていること、利用者の経験を反映させた継続的な開発を行っていること、合意を基礎とし、複数のステークホルダーおよび複数の支援者による開発を行っていること、そして、民間セクター、公的機関および市民社会組織にとって一般的に関連があることである。

さて、前述のEU指令案のためのプレスリリースでは、国家が提供する開示指針の例と

して、「ドイツ持続可能性規範」⁸²⁾に言及している。「ドイツ持続可能性規範」とは、持続可能な発展のためのドイツ審議会（the German Council for Sustainability Development: REN）が草案を作成し、持続可能性報告の実施を促す勧告、および持続可能性戦略についての情報とともに、2011年にドイツ連邦政府に対して提出された任意適用の指針である。この「ドイツ持続可能性規範」の主な特徴として、まず、金融市場、様々な企業、および市民社会の代表の間で、2年間の審議プロセスを経た成果物である点が挙げられる。2つ目に、あらゆる規模および法的形式の企業が対象としており、これらの企業が任意でこの内容を手段として利用することを推奨している点である。3つ目に、前述のGRIによる持続可能性報告の指針、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針、およびISO26000のそれぞれの内容と歩調を合わせた内容で、持続可能性業績のために提供されている点である。4つ目に、戦略、経営プロセス、環境および社会の4つの側面についての開示を取り扱っている点であり、20種類の重要業績指標（KPIs）が明示されている点である。このKPIsは、GRIおよび欧州財務分析連合（the European Federation of Financial Analysts Societies: EFFAS）の開発したすべてのステークホルダーに向けた持続可能な経営を比較可能で測定可能とするKPIsである。5つ目に、GRIの報告レベル区分のうちのア⁺レベル、あるいは欧州財務アナリスト協会（the European Federation of Financial Analysts Societies: EFFAS）のレベルⅢに従った包括的報告を行う場合、この「ドイツ持続可能性規範」に準拠したものと同等とみなす点である。6つ目に、企業が恣意性をもってこの「ドイツ持続可能性規範」を適用する場合、この指針に準拠しているか、またどの程度準拠しているかを、指針への適合を声明する文書の中で説明し、それはテンプレートを利用してその説明をすることも可能である点である。すなわち、「報告せよ、さもなければ説明せよ。」の形式を採用していることにある。

ところで、EU 指令案の第7項は企業情報開示の際に依拠するEU 域内の基本的枠組みとして、「環境管理および環境監査スキーム（EMAS）」⁸³⁾を明示している。この「EMAS」は、企業およびその他の組織のための経営ツールとして、また、環境業績を評価、報告および改善することを要請するスキームとして、環境情報の開示にとって非常に重要な基礎といえる。

このEMASのEUにおける1990年代から今日までの発展の経緯をみると、まず、1993

⁸²⁾ RNE (2012).

⁸³⁾ The Eco-Management and Audit Scheme: EMAS. Council Regulation (EEC) No. 1836/93 of 29 June 1993.

年に EU 理事会で採択され、1995年以後、企業が任意ベースで参加することが可能となった。当初、産業セクターの企業に限定した適用であったが、2001年以後、すべての経済セクターに適用することとなった。そして、主要な業績指標を用いた報告についての規則を強化するため、2009年に改訂⁶⁴された。主な改訂点は、組織は公式に入手可能な環境声明書を定期的に作成すべきというものである。そして、情報の関連性と比較可能性を確保するために、組織の環境業績を、一般的業績指標、およびセクター特有の業績指標の両方を基礎として報告すべきという点が強化されている。

EU 指令案が EU 理事会および EU 議会で採択され、そして EU 加盟国の制度に導入されるまでには所定の調整期間がある。EU 指令案が2013年に審議され、2014年に EU で法制化され、その後、EU 加盟国で2年以内に各国の法制度に移行するという見込みのもとでは、企業が EU 指令案に従った最初の報告を公表するのは2017年になると EU 委員会は予想している。ただし、非上場企業が最近の報告実務にあまり慣れていない可能性に鑑みて、EU 加盟国において移行年数を追加する可能性も EU 委員会では見込んでいる。

IV 討 議

非財務情報開示指令と呼ばれる EU 指令案は、実際には従前の EU 指令で十分な効果が認められなかったという企業の環境および社会問題の情報開示、すなわち持続可能性情報開示を一層強化することを主な目的としているが、いくつかの点で潜在的な可能性と限界が伺える。

まず、潜在的な可能性として評価できる点を挙げると、この指令案の公表に当たり、従前の EU 指令の効果があまり認められなかったという開示状況に関する調査結果を踏まえて、新しい提案に向けた関係者の討議を経ているという手続き面は評価できる。2つ目に、そのような現状認識を踏まえ、「報告せよ、さもなければ説明せよ。」という EU 域内で一般に採用されている基本的政策ルールを導入していることは一定の評価ができる。この手法により、企業には報告義務を明示しつつ、企業の最小限の行政義務となるよう工夫しており、従前の EU 指令よりも一定の政策的効果が期待されよう。3つ目に、この指令案では環境および社会の問題に関連する必要な情報について、簡潔な開示を年次報告で要請しており、包括的な持続可能性報告とは別の情報開示を目指していることを明示している。こ

⁶⁴ Regulation EC No. 1221/2009.

のことで行政的義務を遵守した報告の作成にあたり必要となる企業の負担するコストに配慮しつつ、投資家等の利用者に重要な情報が開示される効果を狙っている点が評価される。4つ目に、国際的に認められた持続可能性情報に関する代表的な開示指針を明示列挙しており、企業側に開示の方法および様式にいくらか選択や裁量の幅を持たせつつ、企業の持続可能性報告の経験値および状況に応じているという、柔軟性のある内容となっていることから、政策の実行可能性に配慮した点は評価できる。5つ目に、EU 加盟国間で既に生じている持続可能性情報開示の制度のレベルを、EU 市場ですり合わせつつ、EU 市場での企業情報開示の比較可能性の向上を目指していることをこの指令で内外に向けて発信し、EU 市場が一元的であることを効果的にアピールしていることが伺える。

一方、この EU 指令案の潜在的な限界を挙げると、まず、投資市場で公表される情報に必須であるところの、故意の非開示あるいは虚偽の開示に対する罰則規定が見られず、行政的強制力があまり期待できない点である。このため、どのようにして投資市場においてこの情報の利用促進を図るかが課題になると予想され、従来と同様、一部の先進的企業がこの指令を任意に適用するに留まるのではないかと懸念される。2つ目に、適用対象企業の要件が従来の EU 指令よりも緩和されており、EU 域内の約 1 万 6 千社の企業に限定して適用されることが推計されている。よって、EU 市場全体でみると、透明性開示強化の波及効果はかなり限定的ではないかと懸念される。3つ目に、過度な開示に係る企業側の負担に相当程度配慮した結果、柔軟な開示方法の選択が認められているので、重要な内容が網羅的に開示されるとは限らず、そのために情報の信頼性が懸念される。その結果、EU 市場の透明性を向上させ、市場効率性を高めるという当初の目的を達成する政策効果の期待に対して、どの程度応えることができるのかが懸念される。4つ目に、「報告せよ、さもなければ説明せよ。」のルールを導入により、一定の説明を企業が行うにせよ、その内容の意味合いをどの程度読者が読み取れるかの点で限界が伺える。また、どのような情報を報告対象とするかについての重要性の判断についても EU 指令案に明示が見られず、このルールの効果にあまり期待できない。5つ目に、持続可能性に対する企業の方針の開示、また、CSR に関する企業統治の説明というような、持続可能性情報の開示に際して基本となる内容の開示が必須とされているのかどうか、EU 指令案からはあまり伺えない。すなわち、企業の情報開示のスタンスを比較するための開示については一定の要求事項が EU 指令案に見られない。6つ目に、情報の信頼性を高めるためのさらなる方策について、国内あるいは国際的な報告開示に関する指針を、企業が任意に選択適用できることに言及するに留まっており、どの程度、これらの指針に準拠して、あるいは整合しているのか、正

確で網羅的な開示がなされているかを保証する手立てが講じられていない。すなわち、選択適用した所定の開示指針と、企業が報告開示した内容とを比較することが可能な開示が要請されていない。7つ目に、持続可能性情報の開示内容に対して外部の第三者によるチェックを義務付けるフランスの制度のように、情報の信頼性をある一定レベルで担保するための何らかの手立てが講じられておらず、その点で、情報の信頼性が十分確保されているとは必ずしも言えない。外部保証あるいは内部資源による検証作業についての言及が見られず、今後の課題とされていることが伺える。8つ目に、情報の利用者として想定される様々なステークホルダーにとって重要な企業固有の情報を明瞭簡潔に開示するために、経営者がどのように重要性の判断を行っているのかというプロセスが非常に重要となるにもかかわらず、そのような重要性の決定プロセスの開示を求める内容が見られない。9つ目に、EU加盟国のうちで先導的な制度を導入してきているイギリス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、フランス、およびドイツなどいくつかの国々の制度状況と比較すると、EU指令案で要求する内容とのかい離がまだ相当程度残されているように見受けられる。10番目に、個別具体的な環境および社会項目の必須開示項目やKPIsの開示が特に指定されていないので、企業経営システムにおいてこのような環境および社会項目の報告の基礎として重要な情報システムがどの程度構築されるかは、企業の裁量にゆだねられているといえる。例えば、イギリスでは温室効果ガス（Green House Gases: GHGs）情報開示のための実務指針が一般に公表されており、所定の企業においては報告が義務化されている。このように所定の個別開示項目の開示を制度化することにより、環境あるいは社会業績の監視、測定、報告および検証にかかる経営システムの構築を促進する効果が期待される。11番目に、情報の信頼性を高めることに貢献する国際的な開示指針が複数示されているために比較が困難となるとともに、「報告せよ、さもなければ説明せよ。」のルールがそもそも意味をなさなくなる可能性がある。開示基準を共通化することで、開示される情報の比較可能性の向上の可能性が高まるといえる。12番目に、EU市場全体のレベル合わせを目的としているのであれば、EU証券市場の上場規則や投資市場関係者に有用な、比較可能で十分な質と量の情報の提供が期待されるが、そのような要求事項は見られない。開示情報の活用は利用者の裁量に任せられたままとと言える。最後に、非財務情報開示と持続可能性報告、また情報開示とプロセスとしての持続可能性報告は必ずしも同じ概念ではなく、さらに透明性の向上が説明責任を果たすことと同義とは一概に言えないことに鑑みると、EU指令案において持続可能な発展に向けた企業行動に関するこれらの概念整理が十分であるとは言い難い。

V 結 論

本稿では、非財務報告指令と呼ばれる2013年に公表された EU 指令案の経緯および背景、その内容を検討し、企業年次報告における非財務情報の開示の潜在的可能性と限界を評価してきた。まず、第2章で EU 指令案の公表までの経緯を振り返り、非財務情報開示に関する状況を整理した。第3章で EU 指令案の主な特徴点を検討した。第4章で EU 指令案の潜在的可能性を評価しつつ、限界についても分析を試みた。

EU 指令案は、EU 域内の透明性開示のレベルを共通化することと、一部の EU 加盟国でより進んだ開示制度が導入されたことによりもたらされた EU 域内の制度間のばらつきを調和化させることという2つの意図をもつ。環境および社会問題の情報、すなわち持続可能性情報開示を強化する目的をもつ EU 指令案の内容は、企業開示の柔軟性に配慮しつつ、「報告せよ、さもなければ説明せよ。」との手段を盛り込んでいる。この点、経営者の開示の際の判断に関する情報がより提供される可能性が向上したと評価できる。一方、企業の透明性を高めるための政策的な制度設計に当たり、大企業のグループベースでの自主的開示をまず強化していくことの手法はある程度評価に値するが、情報の信頼性を確保するための枠組みの点ではまだ十分とは言えない状況も伺える。例えば、準拠した開示指針とのかい離の程度の開示、第三者による持続可能性情報関連データのチェック、開示内容の重要性を決定するプロセスの方針や開示、その第三者による検証などを取り入れた、先進的な開示制度をもついくつかの EU 加盟国における制度とのかい離の程度は未だ相当程度あると言わざるを得ず、その意味ではこの EU 指令案には課題が残されているといえる。

残された研究課題として、先進的な EU 加盟国における持続可能性情報の開示の制度的対応状況の比較、またそれらの国の企業年次報告での非財務情報の実際の開示事例分析と課題の抽出、あるいは、非財務情報の保証実務の分析とその意味合いについての考察がある。

最後に、わが国の企業内容の開示制度においても、環境および社会情報についての持続可能性情報の開示に関する規定が明文化されることに期待したい。

参考文献および参照ウェブサイト

Centre for Strategy and Evaluation Services (2011), *Framework Contract for Projects Relating*

- to Evaluation and Impact Assessment Activities of Directorate General for Internal Market and Services - Disclosure of non-financial information by Companies - Final report, UK, http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/non-financial-reporting/com_2013_207-study_en.pdf.
- Climate Disclosure Standards Board, the: CDSB and CDP (2013), *Response to Draft Non-paper, "Report or Explain, A Smart Policy Approach for Non-financial Information Disclosure"*, CDSB and CDP, http://www.cdsb.net/sites/cdsbnet/files/cdsb_cdp_response_to_gri_non-paper.pdf.
- European Union, the: EU (2001), "Commission Recommendation of 30 May 2001, on the Recognition, Measurement and Disclosure of Environmental Issues in the Annual Accounts and Annual Reports of Companies", *Official Journal of the European Union*, L156/33.
- EU (2003), "Directive 2003/51/EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2003, Amending Directives 78/660/EEC, 83/349/EEC, 86/635/EEC and 91/674/EEC on the Annual and Consolidated Accounts of Certain Types of Companies, Banks and Other Financial Institutions and Insurance Undertakings", *Official Journal of the European Union*, L178/16.
- EU (2006), "Directive 2006/46/EC of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 amending Council Directives 78/660/EEC on the annual accounts of certain types of companies, 83/349/EEC on consolidated accounts, 86/635/EEC on the annual accounts and consolidated accounts of banks and other financial institutions and 91/674/EEC on the annual accounts and consolidated accounts of insurance undertakings", *Official Journal of the European Union*, L224/1.
- EU (2011a), *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Single Market Act*, COM (2011) 206 final, EU, Brussels.
- EU (2011b), *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee on the Regions, A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility*, COM (2011) 681, EU, Brussels.
- EU (2012), *Action Plan: European Company Law and Corporate Governance - a Modern Legal Framework for More Engaged Shareholders and Sustainable Companies*, COM (2012) 740, EU, Strasbourg.
- EU (2013a), *Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council Amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC as Regards Disclosure of Nonfinancial and Diversity Information by Certain Large Companies and Groups*, COM (2013) 207 final, 2013/0110 (COD), EU, Strasbourg.
- EU (2013b), *Commission Moves to Enhance Business Transparency on Social and Environmental Matters*, Press Release, IP/13/330, EU, Brussels.
- EU (2013c), *Disclosure of Non-financial and Diversity Information by Certain Large Companies and Groups (Proposal to Amend Accounting Directives)- Frequently Asked Questions*, MEMO/13/336, EU, Brussels.
- EU (2013d), *Report on Corporate Social Responsibility: Accountable, Transparent and Responsible Business Behaviour and Sustainable Growth*, 2012/2098 (INI), A7-0017/2013, Committee on Legal Affairs, EU.
- EU (2013e), *Report on Corporate Social Responsibility: Promoting Society's Interests and a Route to Sustainable and Inclusive Recovery*, 2012/2097 (IND), A7-0023/2013, Committee on Employment and Social Affairs, EU.
- EU (2013f), "Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC", *Official Journal of the European Union*, L182/19.
- Global Reporting Initiative: GRI (2013), *Report or Explain: A Smart EU Policy Approach to Non-financial Information Disclosure*, GRI, Amsterdam, <https://www.globalreporting.org/>

- resourcelibrary/GRI-non-paper-Report-or-Explain.pdf.
- Group of Friends of Paragraph 47 (2012), *Charter of the Group of Friends of Paragraph 47 on Corporate Sustainability Reporting*, United Nations Environment Programme: UNEP, Nairobi.
- Legifrance, Decret n. 2012-557, <http://www.legifrance.gouv.fr/afchTexte.do;jsessionid=BE87841580D5EF2D232870CB90B2DC>.
- Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD (2011), *OECD Guidelines for Multinational Enterprises - Recommendations for Responsible Business Conduct in a Global Context*, OECD.
- Rat für Nachhaltige Entwicklung: RNE (2012), *The German Sustainability Code (GSC), Recommendations of the German Council for Sustainable Development*, RNE, Berlin, http://www.nachhaltigkeitsrat.de/uploads/media/RNE_The_German_Sustainability_Code_GSC_text_No_41_January_2012.pdf.
- UN Global Compact, <http://www.unglobalcompact.org/>.
- United Nations (2012), *The Future We Want*, Outcome Document of the United Nations Conference on Sustainable Development RIO+20, A/CONF.216/L.1.
- United Nations Economic Commission for Europe: UNECE, <http://www.unece.org/env/pp/introduction.html>.
- United Nations Environment Programme: UNEP, Global Reporting Initiative, the: GRI, KPMG, the Centre for Corporate Governance in Africa (2013), *Carrots and Sticks: Sustainability Reporting Policies Worldwide - Today's Best Practice, Tomorrow's Trends, 2013 edition*, KPMG, GRI, Centre for Corporate Governance in Africa.